

## 第13号様式記載要領

- 1 この申請書は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）若しくは第4項（法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第72条の25第4項（令和2年旧法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により確定申告書（法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。
- 2 この申請書は、法第72条の25第2項若しくは第4項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は令和2年旧法第72条の25第4項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により申告期限の延長を受けようとする場合には事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第6項若しくは第7項（これらの規定を法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は令和2年旧法第72条の25第7項（令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には確定申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に2通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 「確定申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載すること。
- 5 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第2項（法第72条の25第6項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。）がある通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定に

よる法人税の所得の金額若しくは欠損金額（同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。）及び法人税の額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、令和2年旧法第72条の25第4項（令和2年旧法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）が各連結事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の連結所得（令和2年旧法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）がこの申請書を提出する場合には、「決算が確定しない」とあるのは「連結法人の決算が確定しない」と、「損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」とあるのは「連結親法人が連結所得の金額」と、「並びに」とあるのは「及び」と読み替えて記載すること。

6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、法第72条の25第4項（法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）又は令和2年旧法第72条の25第4項（令和2年旧法第72条の25第7項、第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人又は連結子法人に限る。）が記載すること。なお、連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。

7 連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「法人税に係る申告期限の延長申請書」の欄中「法人税法第75条第1項」とあるのは、「令和2年旧法人税法第81条の23第1項」と読み替えて記載すること。